

答申第25号

第1 審査会の結論

異議申立人からの公文書公開請求に対し、草加市長（以下「実施機関」といいます。）が、平成26年4月25日付け草育第〇〇〇〇号により、不存在を理由として行った公文書非公開決定（以下「本件非公開決定」といいます。）は、妥当であると判断します。

第2 異議申立てに至る経緯

1 異議申立人は、実施機関に対し、平成26年4月10日付けで、草加市情報公開条例（以下「本条例」といいます。）第6条第1項に基づき、

「平成25年11月11日（月）付け草加市子ども未来部保育課による『平成26年度入園受付について』における

5 点数表の見直しについて

- ・育児休業を取得することにより退園した者の育児休業明けの再入園申込についてにおける変更理由『育児休業取得者の増加とともに、育児休業の取得や時短勤務など取得方法も様変わりしてきており、育休明けの子育て環境が変化してきたこと』の根拠となる資料。すなわち、どのように様変わりしたかが具体的に把握できる、職員が取得した統計資料（または文章）。

（注）ここで、様変わりしたと判断するからには、統計的検定を行って解析した資料が存在すると推定できる。特に、時短勤務については申請書で保育課に申請しているわけではないので、通常業務の中で把握できないと考えられる。新聞、テレビ、インターネット等で把握した情報であるなら、具体的にどのような方法で調査したものか分からない情報であるから、信頼に足る資料ではないはずである。」

「また、『育児休業を取得することにより退園した者の育児休業明けの再入園申込』の加点の導入時の経緯に関する書類。」

の公開請求（以下「本件公開請求」といいます。）を行いました。

2 本件公開請求について、実施機関は、平成26年4月25日付け草育第〇〇〇〇号で本件非公開決定を行い、異議申立人に通知しました。

3 実施機関は、異議申立人に対し、不存在の理由として、
「点数表の見直しにおける変更理由については、統計を取ったものではなく、社会情勢や入園事務等の過程の中で把握した情報を踏まえたものであることから、統計資料（または文章）は存在しません。

加点の導入は、平成24年度に向けた入園募集において行われたこと、他自治体の入園案内等を参考として検討したものであることを確認しま

したが、当該入園案内に係る決裁では、当該調整指数の導入経緯が記載されていないため、経緯に関する書類は存在しません。」
としました。

- 4 異議申立人により、実施機関に対し、平成26年4月30日に本件非公開決定を不服として、その取消し、存在するはずの資料の公開及び決定理由の変更を求める異議申立書が提出され、平成26年5月7日付けで当審査会に諮問されました。

第3 異議申立人の主張趣旨

異議申立人の主張は、異議申立書、意見書及び口頭意見陳述の内容を総合すると、次のとおりです。

- 1 平成25年度保育園入園案内にあった調整指数「育児休業法に基づく育児休業を1年以上取得することにより一時退園し、育児休業明けに再入園申込の場合」を平成26年度入園案内から削除した理由を基礎づける公文書（統計資料又は文章）の存在について

上記の調整指数は、平成25年度保育園入園案内には記載されており、再入園申込児の弟妹の指数は「4」とされていましたが、平成26年度保育園入園案内からは削除されていました。平成26年度の保育園入園に当たっては、同点者が多く存在し、+4の差は、合否に直接影響します。これによって、入園の決定及び保留が左右されたと考えられます。保育園入園が保留になることにより、子供を預けられない世帯は、母親が仕事を辞めなければならない状況が発生する可能性があり、人生が左右される可能性がある極めて重要な変更であることをご理解いただきたいです。合理的な理由がないにもかかわらず、市役所が点数表の変更を許したのであれば、市役所は自由に点数表を変更することができることとなり、市役所の都合がよいように入園又は保留を調整できることとなります。したがって、この変更は合理的なものでなければなりません。

このことについて、平成26年4月25日付け草育第〇〇〇〇号で通知された公文書非公開決定通知書の「公開しない理由」（不存在）欄には、「点数表の見直しにおける変更理由については、統計を取ったものではなく、社会情勢や入園事務等の過程の中で把握した情報を踏まえたものであることから、統計資料（または文章）は存在しません。」と記載されています。しかしながら、社会情勢は、統計資料又は文章で把握できるものであり、理由になっていません。また、他者からの伝聞で把握したとしても、伝聞により得た情報の裏付けを取っているはずで、裏付けには、やはり、統計資料又は文章が必要であるので、統計資料又は文章は存在するはずで

- 2 平成25年度保育園入園案内にあった調整指数「育児休業法に基づく育児休業を1年以上取得することにより一時退園し、育児休業明けに再入園申込の場合」を導入した経緯に関する公文書の存在について

私が、本件とは異なる公文書公開請求により入手した「平成26年度入園受付について」（平成25年11月11日（月）・草加市子ども未来部保育課）によれば、上記の調整指数の削除は、「育児休業取得者の増加とともに育児休業の取得年数や時短勤務など取得方法も様変わりしてきており、育休明けの子育て環境が変化してきたことに応じた見直しを行うもの」という理由で行われています。そして、この項目は平成24年度の保育園入園申込から導入されていたものでありますが、導入の経緯も、草加市の理由説明書（平成26年5月22日付け草育第〇〇〇〇号）によると、他の自治体を参考にしたぐらいでよくわかっていません。そもそも導入した経緯がわからないのに、どうしてこの項目を削除する判断ができたのでしょうか。育児休業を取得することにより退園した者の育児休業明けの再入園申込の点数導入時に、育児休業の取得年数及び時短勤務について考慮を行った記録がなければ、時短勤務の取得方法が様変わりしたことを理由とした変更は行えないはずです。したがって、草加市は独自の調査を行っているはずであり、統計資料又は文章が存在するはずで、統計資料又は文章の公開を求めます。

- 3 なお、異議申立書の「4 異議申立ての趣旨」第2文に記載した、「または、2記載の公開しない理由の変更を求める。」という部分については、取り下げます。

第4 実施機関の主張趣旨

実施機関の主張は、公文書非公開決定通知書、理由説明書及び口頭理由説明の聴取内容を総合すると、次のとおりです。

異議申立人から平成26年3月10日付けで受けた公文書公開請求により公開した「平成26年度入園受付について 平成25年11月11日（月） 草加市子ども未来部保育課」に記載されている、「・育児休業を取得することにより退園した者の育児休業明けの再入園申込について」（以下「再入園申込」といいます。）の変更理由「育児休業取得者の増加とともに、育児休業の取得年数や時短勤務など取得方法も様変わりしてきており、育休明けの子育て環境が変化してきたこと」を把握した統計資料については、統計を取ったものではなく、社会情勢や入園事務等の過程の中で把握した情報を踏まえたものであり、統計を取った事実がないことから統計資料（または文章）は存在せず、非公開（不存在）としたものです。

また、再入園申込の調整指数加点導入は、平成24年度に向けた入園募集において行われたこと、他自治体の入園案内等を参考として検討したものである

ことを確認しましたが、当該入園案内に係る決裁では、当該調整指数の導入経緯が記載されていなかったことから、導入経緯に関する文書は存在しないとして、非公開（不存在）としたものです。

第5 審査会の判断

1 審査に当たっての基本的考え方

本条例は、第1条において、「この条例は、市民の知る権利を保障し、市の諸活動を市民に説明する責任を全うするため、公文書の公開等に関し必要な事項を定めることにより、市民による市政への監視の下に、より公正で開かれた市政を推進し、市民の市政への参加の促進に資することを目的とする。」と規定するとともに、第5条において、「何人も、実施機関に対し、公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）をすることができる。」と規定しています。

これらの規定は、本条例が市民の知る権利を保障し、草加市の諸活動についての市民に対する説明責任を履行する手段として「公文書公開請求権」を具体的な権利として保障していることを示しています。

したがって、本件異議申立てを審査するに当たって、当審査会は、本条例の上記のような趣旨・目的に照らし、公文書公開請求権を最大限保障することを基本として審査することとします。

2 平成25年度保育園入園案内にあった調整指数「育児休業法に基づく育児休業を1年以上取得することにより一時退園し、育児休業明けに再入園申込の場合」を平成26年度入園案内から削除した理由を基礎づける公文書（統計資料又は文章）の存在について

異議申立人が、平成25年度保育園入園案内にあった調整指数「育児休業法に基づく育児休業を1年以上取得することにより一時退園し、育児休業明けに再入園申込の場合」を平成26年度入園案内から削除した理由を基礎づける公文書（統計資料又は文章）（以下「統計資料等」といいます。）は存在するはずであると主張しているのに対し、実施機関は存在しないと主張しています。そこで、統計資料等の存否について判断します。

異議申立人に対して既に公開されている「平成26年度入園受付について 平成25年11月11日（月） 草加市子ども未来部保育課」には、上記調整指数を削除する理由として「育児休業取得者の増加とともに、育児休業の取得年数や時短勤務など取得方法も様変わりしてきており、育休明けの子育て環境が変化してきたことに応じた見直しを行うもの」と記載されています。異議申立人は、このような理由が示されている以上、「様変わり」したことを基礎づける統計資料等が存在しないはずがないと主張しているのに対し、実施機関は「統計を取ったものではなく、社会情勢や入園事務等の過程の中で把握した情報を踏まえたものである」ため統計資料等は存在しないと主張しています。ここでいう「社会情勢や入園事務等

の過程の中で把握した」方法につき、実施機関に口頭理由説明を求めたところ、入園申込書類の一つである稼働証明書を事業所が記載する際に、時短勤務の記載方法についての問い合わせが多いと担当職員が感じていること等から把握したとのことであるが、時短勤務の具体的内容や記載方法についての問い合わせ内容に関する公文書は作成していないとのことでした。保育園入園選考事務が、1000件に上る申込を、4名の職員で、2週間という短期間で処理しなければならないことからすると、これらの公文書を作成することは困難であるという実施機関の主張は、一応の合理性を持つと考えられます。

また、平成26年7月23日、当審査会が審査会事務局に子ども未来部保育課の保有文書の調査を行わせたところ、時短勤務の具体的内容や、記載方法についての問い合わせ内容に関する公文書、統計資料等に該当する公文書は存在しないことを確認しました。

以上によれば、統計資料等に該当する公文書を作成又は取得すべきであった否かはともかくとして、統計資料等は存在しないという実施機関の説明には、一応の合理性が認められます。そのため、統計資料等の不存在を理由とする本件非公開決定は、妥当であると判断します。

3 平成25年度保育園入園案内にあった調整指数「育児休業を取得することにより退園した者の育児休業明けの再入園申込について」を導入した経緯に関する公文書の存在について

異議申立人が、平成25年度保育園入園案内にあった調整指数「育児休業法に基づく育児休業を1年以上取得することにより一時退園し、育児休業明けに再入園申込の場合」を導入した経緯に関する公文書（以下「導入経緯公文書」といいます。）は存在するはずであると主張しているのに対し、実施機関は存在しないと主張しています。そこで、導入経緯公文書の存否について判断します。

本件非公開決定通知書の「公開しない理由」欄では、「加点の導入は、平成24年度に向けた入園募集において行なわれたこと、他自治体の入園案内等を参考として検討したものであることを確認しましたが、当該入園案内に係る決裁では、当該調整指数の導入経緯が記載されていないため、経緯に関する書類は存在しません。」とされています。当審査会が審査会事務局に、当該調整指数を導入した平成24年度決裁文書を確認させたところ、当該決裁文書は、「平成24年度保育園入園案内等の作成及び送付について（伺い）」（草育第〇〇〇〇号 起案 平成23年11月21日）と添付書類（別紙1（案）ないし別紙5（案））からなっており、その中に導入経緯公文書に該当する公文書は存在しませんでした。

また、平成26年7月23日、当審査会が審査会事務局に子ども未来部保育課の保有文書の調査を行わせたところ、他自治体の入園案内を始めとする導入経緯公文書に該当する公文書は存在しないことを確認しました。

以上によれば、導入経緯公文書に該当する公文書を作成又は取得すべきであった否かはともかくとして、導入経緯公文書は存在しないという実施

機関の説明には、一応の合理性が認められます。そのため、導入経緯公文書の不存在を理由とする本件非公開決定は、妥当であると判断します。

第6 付言

当審査会の判断は以上のとおりですが、実施機関の文書管理体制について付言します。

国においては、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする「公文書等の管理に関する法律」（以下「公文書管理法」といいます。）が制定・施行されています。そして、同法の第34条は、地方公共団体に対しても、同法の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう務める義務を課しています。

公文書管理法が全面施行されてから3年以上が経過しており、草加市においても「市民の知る権利を保障し、市の諸活動を市民に説明する責任を全うするため」（本条例第1条）には、文書を適正に管理する必要があります。

また、公文書管理法第4条柱書は「行政機関の職員は、第一条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。」と定めています。この考え方は草加市においても妥当すると考えられます。

保育園入園決定において、いかなる項目を調整指数として導入し、あるいは削除するかという事項は、保育園への入園を希望する児童の父母等の職業生活に多大な影響を与えると考えられることからすると、項目の導入・削除を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、公文書を作成・取得する必要があるといえます。

しかしながら、実施機関においては、平成25年度保育園入園案内にあった調整指数「育児休業法に基づく育児休業を1年以上取得することにより一時退園し、育児休業明けに再入園申込の場合」を平成26年度入園案内から削除するに当たり、統計資料等を作成・取得しないまま、日常業務における職員の感想に依拠して行っています。仮に、職員の感想が実態を反映したものであるとしても、それを公文書によって合理的に跡付け、又は検証することはできません。

また、平成25年度保育園入園案内にあった調整指数「育児休業を取得することにより退園した者の育児休業明けの再入園申込について」を導入した経緯についても、当該調整指数を導入することにより保育園に入園することができるか否かが左右されたと考えられる以上、導入経緯公文書を作成・取得し、導入するという市の判断を合理的に跡付け、又は検証することができるようにしておく必要があったといえます。

もっとも、実施機関においては、平成24年度保育園入園案内の決裁文書には付されていなかった起案理由（添付書類）を平成25年度保育園入園案

内の決裁からは付するようになっているなど、公文書の作成について一定の改善がなされていると認めることができます。しかしながら、前述の公文書管理法の趣旨に鑑みれば、その取り組みにはなお改善の余地があるといえます。

以上から、本条例第1条の目的を達成する上で必要な公文書が確実に作成・取得されるような体制を整備するよう、実施機関に求めます。

第7 審査の経過

本件異議申立てに係る審査の経過は、次のとおりです。

- 平成26年 5月 7日 草加市長（以下「諮問実施機関」といいます。）から諮問を受けました。
- 5月 8日 諮問実施機関に対して、理由説明書の提出を求めました。
- 5月22日 諮問実施機関から理由説明書が提出されました。
- 5月23日 異議申立人に対して、理由説明書の写しを送付するとともに、理由説明書に対する意見書の提出を求めました。また、口頭による意見陳述を希望するか照会しました。
- 6月 5日 異議申立人から意見書及び口頭意見陳述申立書が提出されました。
- 6月 5日 諮問実施機関に対して、意見書の写しを送付しました。
- 6月17日 審査
- 6月18日 諮問実施機関に対し、口頭理由説明聴取に係る関係職員の出席について依頼しました。
異議申立人に対し、口頭意見陳述の日時を指定しました。
- 7月 4日 審査、異議申立人から口頭意見陳述、諮問実施機関から口頭説明の聴取
- 7月17日 審査
- 7月17日 諮問事案に係る公文書及び関係資料の調査・提出を求めました。
- 7月23日 諮問実施機関に対して請求文書の存否確認の調査を行いました。
- 7月30日 諮問実施機関から諮問事案に係る公文書が提出されました。
- 7月30日 審査
事務局調査（請求文書の存否確認の調査）結果報告
- 9月 4日 審査

平成26年9月4日

草加市情報公開・個人情報保護審査会
会長 右 崎 正 博
委員 早 川 和 宏
委員 川 上 愛